

情報公開文書

適応外使用する医薬品等の名称	薬剤名：KCL 注 20mEq シリンジ（キット） 一般名：塩化カリウム注射液キット
本医療の対象となる方	当院で治療を受ける方で低カリウム血症を呈した患者
承認日	2024 年 10 月 25 日
実施期間	承認後から永続的に使用
目的・概要	【添付文書に記載された使用方法】 ①カリウムイオン濃度として 40mEq/L 以下 ②投与速度はカリウムイオンとして 20mEq/hr を超えない ③カリウムイオンとしての投与量は 1 日 100mEq を超えない 【適応外となる使用方法】 重度の低カリウム血症や内服困難な場合には、注射用カリウム製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、上記のような使用方法とすることが定められています。しかし、臨床現場においては輸液量を制限する必要がある場合や、急な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。当院では、主に手術室や ICU、血液浄化センターにおいて、あるいは不使用により致命的な不利益が切迫している状況でのみ、上記添付文書記載を超えた用法外での使用を認めています。
予想される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがありますが、異常が確認された場合は、速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた使用法へ移行します。なお、高濃度で使用する場合は、以下の事項を遵守すると定めています。 ・点滴静注用カリウム液のカリウムイオン濃度は 200mEq/L 以下とする ・高濃度のカリウム液を点滴注射する場合は、必ず太い血管（中心静脈・内シャント血管）から投与する ・輸液ポンプを使用して投与する ・心電図モニターを装着し観察を行う ・頻回に血清カリウム値を確認する また、1 時間あたり 20mEq を超えての速度での投与は禁止とします。（ただし、手術時・緊急時を除く。）
治療費について	この治療にかかる費用は通常の保険診療となります。
問い合わせ先	山梨県立中央病院 各診療科（詳しくは主治医にご相談ください） 電話 055-253-7111（代表）